

## 青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業実施要綱(平成17年4月1日実施。以下「要綱」という。)によって定められた事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(街路樹柵の活動箇所)

第2条 要綱第2条中「街路樹柵」とは、交差点から次の交差点までの1ブロックを最小単位とした花を植えることができる街路樹の植樹柵のことをいう。ただし、特別な事情があると認められるときはこの限りではない。

(活動支援)

第3条 要綱第4条第1項第1号の支援内容は、次に掲げる資材又は園芸用具等を支給するものとする。

(1) 花苗、球根、プランター、ブロック、黒土及び肥料等の花壇づくり資材。ただし、ジョーロ、移植べら等事業が終了した時点で個人の資材となりうるものは除く。

(2) その他必要と認められるもの。

2 前項の支援の内容については、各団体が青森圏域地域花いっぱいまちづくり事業を利用して植栽及び維持管理を行う場所の総面積、波及効果及び活動実績等に基づいて決定する。

(活動報告の提出時期)

第4条 要綱第7条の活動報告の提出時期は次のように定める。

(1) 春に支援を受けた活動団体については、概ね8月上旬までに報告書を提出することとする。

(2) 秋に支援を受けた活動団体については、概ね支援を受けたその年の12月末までに報告書を提出することとする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和2年7月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和4年4月1日から実施する。